

R2.10月の法改正以降に各家畜人工授精所に割り当てられた管理番号を記載します。  
 法改正以前に開設許可を受けた授精所にはR2年10月7日付け文書で通知しています。  
 また、法改正以降に開設許可を受けた授精所は許可証の左上に記載されています。  
 (「第八戸〇号」などの許可番号ではありませんのでご注意ください)

## 特定家畜人工授精用精液等 譲渡等記録簿(受精卵) 【記入例】

※本記載例中の証明書番号、家畜人工授精所管理番号等は全て架空のものです

家畜人工授精所の管理番号：02B999

家畜人工授精所の名称及び所在地：青森県八戸家畜人工授精所（八戸市尻内町毛合清水7-2）

譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無 (該当するものに○、無の場合は用途等を記載)	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容 (該当するものに○)	備考
① 2021年8月1日	04A556	88046922	有 無 ( )	02A342	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	
② 2021年8月5日	02B200	12345071 ~12345075	有 無 ( )	02B200	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	〇〇家畜人工授精所に採卵・処理を依頼、5個受領
③ 2021年8月12日	02B200	12345072	有 無 (自家利用の農場)	田子町田子〇〇 田子 一郎	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	自家利用用として譲渡
④ 2021年8月18日	02B200	12345074	有 無 (譲渡先の牛に移植)	階上町平内×× 階上 二男	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	譲渡先の農場が飼養する繁殖牛へ移植
⑤ 2021年8月18日	06E388	23578901	有 無 ( )		譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	2021/8/20 発見
⑥ 2021年8月25日	02C077	ダイイチハナクニ、 アユミ 2017/5/25	有 無 ( )	02C180	譲渡 / 譲受 廃棄 / 亡失	

備考  
1  
は  
2  
3  
年  
す

- ① 他の家畜人工授精所から受精卵を1つ譲受(購入)した場合
- ② 獣医師が開設する人工授精所に自ら飼育する牛からの採卵・処理を依頼し、生産された受精卵5個を受け取った場合  
(獣医師の授精所が生産した受精卵を「譲受」したものとして記録します)
- ③ ②で受け取った受精卵のうち1つを、家畜人工授精所の開設許可を受けていない農場に自家利用用として譲渡した場合
- ④ ②で受け取った受精卵のうち1つを、家畜人工授精所の開設許可を受けていない農場が飼育する繁殖雌牛に移植した場合  
(受精卵移植の技術提供とともに、受精卵を移植=移植した牛の所有者に受精卵を「譲渡」したものとして記録します)
- ⑤ 8月18日に受精卵のストローの亡失(行方不明)が判明、8月20日に改めて探してみたところ発見した場合  
(「譲渡・譲受等した年月日」の欄に亡失が判明した日を、その後発見した場合は備考欄に発見日を記入します)
- ⑥ ストローに証明書番号ではなく、受精卵生産に用いた雄畜、雌畜の名前または個体識別番号、採取年月日が記載されている受精卵を譲受した場合(「証明書番号」の欄に雄畜名等を記入します)